

沿岸広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年4月8日

沿岸広域振興局長 八重樫 浩 文

訪問介護

| 介護保険事業所番号  | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称        | 事業所の所在地         | 廃止年月日     |
|------------|------------|---------------|-----------------|-----------|
| 0371100470 | 有限会社ゴジュウゴ  | 55釜石指定訪問介護事業所 | 釜石市小佐野町一丁目2番32号 | 令和4年3月31日 |